

不動産・建築業者各位

七里ガ浜自治会

「七里ガ浜自治会地域の不動産取引」についてのお願い

七里ガ浜自治会では当自治会地域の生活環境と自然環境を守り、より豊かな街に育てるため、鎌倉市七里ガ浜自治会会則第 3 条に定める地域(稻村ガ崎 5 丁目 19~20 番、30 番、34~39 番、七里ガ浜東 1 丁目 2, 3 番、同 2 丁目 3 番、9~39 番、同 3 丁目、4 丁目、5 丁目の全区域及び鎌倉山 2 丁目 21、22、24 番)では、昭和 63 年より平成 5 年にかけて、住民大多数の合意により住民協定を締結し、鎌倉市に届出て受理され、施行されています。

住民協定書の内容は、下記のとおりです。

記

1. 造成されている宅地を分割(細分化)しないこと
2. 造成されている宅地の形質変更(土盛り、かさ上げ等)をしないこと
3. 宅地内に建設する住宅は、二世帯以内とし、二階建てを限度とし、できるだけ屋上を設けないこと
4. 宅地内には、共同住宅(アパート、マンション、寮等)を建てないこと

本住民協定は、「鎌倉市まちづくり条例」にもとづき、七里ガ浜自治会が住環境保全を目的として、鎌倉市へ提案した「自主まちづくり計画」の内容の一つとなっています。

当自治会は、鎌倉市の支援を得て、この住民協定の徹底化をはかっていくため、
<環境対策委員会>を立ち上げました。住民協定に抵触する問題が生じたときは、委員立会いの下、近隣住民と地権者、不動産・建築業者との話し合いによる解決方式を推進していく所存です。

当地域を対象とする不動産取引業者及び建築関係業者の方々は、この住民協定の趣旨を十分に理解されると同時に、法令順守(コンプライアンス)をお願い致します。

さらに、不動産・建築業者としてのモラルと、企業としての社会的使命を十分認識されることを重ねてお願い致します。

以上